

営繕工事積算基準等の改定

平成29年1月1日以降公告分から、和歌山県県土整備部都市住宅局公共建築課及び西牟婁振興局建設部建築課（以下、公共建築課等）発注の営繕工事に係る下記の事項について改定を行います。

○改定概要

1. 現場管理費

「公共建築工事共通費積算基準」（国土交通省大臣官房官庁営繕部制定）の改定により、「現場管理費」に下記項目を追加。

追加項目	従業員給料手当に現場雇用労働者の給与を追加
------	-----------------------

2. 一般管理費等

「公共建築工事共通費積算基準」（国土交通省大臣官房官庁営繕部制定）の改定により、「一般管理費等」に下記項目を追加し、一般管理費等の率を見直し。

追加項目	役員報酬に役員賞与（損金算入分）を追加 付加利益等を追加 ※付加利益等を含む項目は下記のもの 法人税，都道府県民税，市町村民税等（租税公課に含まれるものを除く） 株主配当金 役員賞与（損金算入分を除く） 内部留保金 支払利息及び割引料，支払保証料その他の営業外費用
------	---

建築工事

工事原価	5百万円以下	5百万円を超え30億円以下	30億円を超える
一般管理費等率	現行 11.26% 改定 17.24%	一般管理費等率算定式により算定された率	現行 8.41% 改定 8.43%
算定式			
現行 $G_p = 15.065 - 1.028 \times \log(C_p)$ 改定 $G_p = 28.978 - 3.173 \times \log(C_p)$ ただし、 G_p ：一般管理費等率（%）、 C_p ：工事原価（千円） 注1. G_p の値は、小数点以下第3位を四捨五入して2位止めとする。			

電気設備工事

工事原価	3百万円以下	3百万円を超え20億円以下	20億円を超える
一般管理費等率	現行 11.80% 改定 17.49%	一般管理費等率算定式により算定された率	現行 7.35% 改定 8.06%
算定式			
現行 $G_p = 17.286 - 1.577 \times \log(C_p)$ 改定 $G_p = 29.102 - 3.340 \times \log(C_p)$ ただし、 G_p ：一般管理費等率（%）、 C_p ：工事原価（千円） 注1. G_p の値は、小数点以下第3位を四捨五入して2位止めとする。			

機械設備工事、昇降機設備工事

工事原価	3百万円以下	3百万円を超え20億円以下	20億円を超える
一般管理費等率	現行 11.20% 改定 16.68%	一般管理費等率算定式により算定された率	現行 7.52% 改定 8.07%
算定式			
現行 $G_p = 15.741 - 1.305 \times \log(C_p)$ 改定 $G_p = 27.283 - 3.049 \times \log(C_p)$ ただし、 G_p ：一般管理費等率（%）、 C_p ：工事原価（千円） 注1. G_p の値は、小数点以下第3位を四捨五入して2位止めとする。			

その他改定内容の詳細については下記 URL を参照して下さい。

(国土交通省ホームページ)

公共建築工事共通費積算基準

http://www.mlit.go.jp/gobuild/kijun_toutukijyun_kyoutuuhi_sekisan.htm

3. 「その他」の率

「公共建築工事標準単価積算基準」及び「公共建築工事積算基準等資料」（国土交通省大臣官房官庁営繕部制定）の改定により、営繕工事施工単価の構成要素の一つである「その他の率」を見直し。

その他の率	「公共建築工事標準単価積算基準」表 3-1-1、表 3-1-2、表 3-1-3 を参照。
採用値	「公共建築工事積算基準等資料」 現行歩掛りの「その他」の率は上限値を標準とする。 改定歩掛りの「その他」の率は中間値を標準とする。

その他改定内容の詳細については下記 URL を参照して下さい。

(国土交通省ホームページ)

公共建築工事標準単価積算基準

http://www.mlit.go.jp/gobuild/kijun_toutukijyun_s_hyoujyun_bugakari.htm

公共建築工事積算基準等資料

http://www.mlit.go.jp/gobuild/shiryous_sekisan_unnyou.htm

○留意事項

- ・改定の対象工事について

改定後の率を適用した営繕工事については、入札公告添付書類等に適用する旨を記載します。公共建築課等以外が発注した工事における改定の適用につきましては、各発注機関へお問い合わせ下さい。